

令和元年

南三陸町議会議録

第6回定例会 9月6日 開会
9月19日 閉会

南三陸町議会

令和元年9月19日（木曜日）

第6回南三陸町議会定例会会議録

（第6日目）

令和元年9月19日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員（16名）

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	最知明広君

会計管理者	三浦	清隆君
総務課長	高橋	一清君
企画課長	及川	明君
震災復興企画調整監	桑原	俊介君
管財課長	三浦	勝美君
町民税務課長	阿部	明広君
保健福祉課長	菅原	義明君
環境対策課長	佐藤	孝志君
農林水産課長	千葉	啓君
商工観光課長	佐藤	宏明君
建設課長	三浦	孝君
建設課技術参事 (漁港担当)	田中	剛君
復興推進課長	男澤	知樹君
上下水道事業所長	佐藤	正文君
総合支所長	佐久間	三津也君
南三陸病院事務長	佐藤	和則君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	岩淵	武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤	明君
教育総務課長	阿部	俊光君
生涯學習課長	大森	隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀	長恒君
事務局長	三浦	浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋	一清君
-----	----	-----

農業委員会部局

事務局長	千葉	啓君
------	----	----

事務局職員出席者

事務局長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第6号

- 令和元年9月19日（木曜日） 午後2時49分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 平成30年度決算審査特別委員会報告
- 第 4 認定第 1 号 平成30年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 2 号 平成30年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 3 号 平成30年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 4 号 平成30年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 認定第 5 号 平成30年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 認定第 6 号 平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10 認定第 7 号 平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 11 認定第 8 号 平成30年度南三陸町水道事業会計決算の認定について
- 第 12 認定第 9 号 平成30年度南三陸町病院事業会計決算の認定について
- 第 13 認定第 10 号 平成30年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定について
- 第 14 議案第 108 号 工事請負契約の締結について
- 第 15 議案第 109 号 工事請負変更契約の締結について
- 第 16 発委第 1 号 人口減少対策、とりわけ移住・定住促進及び結婚支援に対する施

策の拡充を求める意見書案

第17 議員派遣について

第18 閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

午後2時49分 開議

○議長（三浦清人君） 決算審査特別委員会、大変お疲れさまでございました。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

暑い方は脱衣を許可いたします。

初めに、7番及川幸子君から、今定例会3日目、9月10日の一般質問における発言の中で不適切な発言があったため、会議規則第64条の規定により、その部分を取り消ししたい旨の申し入れがありました。ここで、及川幸子君からの発言を許可いたします。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 私、及川幸子は、今定例会中9月10日の一般質問の中で誤解を招くような発言、また無礼な発言を申し上げてしまいました。ここに、復興庁様、佐藤町長はじめ議場内の皆様に対し心から陳謝し、深くおわび申し上げますとともに、発言の取り消しを許可いただきますようよろしくお取り計らい願います。

まず初めに、「そうすると復興庁がうそを言っているということになりますね」という発言が1点、次に、佐藤町長に対する「このことが佐藤町長の人生に悪影響を及ぼすことが心配です。女の私に言われるのが苦痛とお思いでしょうから、答弁はよろしいです。どうぞ私の勝手なご無礼をお許しください」という発言、以上の2点について、重ねておわび申し上げますとともに、発言取り消しの許可を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

まことに申しわけございませんでした。

○議長（三浦清人君） お諮りいたします。ただいまの及川幸子君の発言の取り消しについて、これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、及川幸子君の発言の取り消しを許可することに決定されました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番菅原辰雄君、13番山内孝樹君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本定例会に、お手元に既に配付しておりますとおり、町長送付議案2件、議員提出議案1件が追加して提出され、これを受理しております。

次に、平成30年度決算審査特別委員会より、お手元に配付しておりますとおり委員会審査報告書が提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3 平成30年度決算審査特別委員会報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、平成30年度決算審査特別委員会報告を行います。

平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

お諮りいたします。

本件についての委員長報告は、議長を除く議員全員による特別委員会であり、お手元に報告書が配付されておりますので、会議規則第41条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定しました。

委員長報告が終わりましたが、委員長報告に対する質疑については会計ごとに行います。

以上で、平成30年度決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

日程第4 認定第1号 平成30年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第4、認定第1号平成30年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第1号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第2号 平成30年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第5、認定第2号平成30年度南三陸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第2号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 認定第3号 平成30年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第6、認定第3号平成30年度南三陸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第3号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 7 認定第 4 号 平成 30 年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第 7 、認定第 4 号平成30年度南三陸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第 4 号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 8 認定第 5 号 平成 30 年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第 8 、認定第 5 号平成30年度南三陸町市場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第 5 号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第 9 認定第 6 号 平成 30 年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第 9 、認定第 6 号平成30年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計歳

入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第6号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第10 認定第7号 平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第10、認定第7号平成30年度南三陸町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第7号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第11 認定第8号 平成30年度南三陸町水道事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第11、認定第8号平成30年度南三陸町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第8号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12 認定第9号 平成30年度南三陸町病院事業会計決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第12、認定第9号平成30年度南三陸町病院事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより認定第9号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第13 認定第10号 平成30年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計
決算の認定について

○議長（三浦清人君） 日程第13、認定第10号平成30年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本案については、平成30年度決算審査特別委員会における委員長報告がなされております。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより認定第10号を採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第14 議案第108号 工事請負契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第14、議案第108号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第108号工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、令和元年度入谷公民館新築工事に係る工事請負契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第108号の細部説明を申し上げます。

議案関係参考資料、追加提案分の1ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、令和元年度入谷公民館新築工事でございます。

工事場所につきましては、入谷中学校の跡地、校舎が建っていた敷地に建てるうことになります。

工事概要でございますけれども、木造平家建て、延べ床面積は401.03平方メートルとなってございます。これまでの公民館が約500平米弱でございましたので、一回り小さい建物になります。

入札執行日につきましては令和元年9月10日でございます。入札方法は制限つき一般競争入札、参加業者は記載の2社となってございます。以下7から13まで、入札状況を記載してございますので、ご確認をお願いいたします。

工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から令和2年3月19日までとしてございます。

次ページに仮契約書がございますので、ご確認をお願い申し上げます。

3ページが位置図でございます。斜線を引いた部分が今回の建築場所でございます。

4ページが配置図でございます。この図面にはないんですが、図面右側に入谷中学校の体育馆が建ってございまして、その間に神社の参道があると。今回、公民館を建てますのは、昔校舎があった、その敷地。敷地の高さは従前のとおりということにしてございます。それで、周りに、来庁者、それから職員の駐車場を設けてございます。

なお、現在、校庭には仮設住宅が建ってございます。お祭りが終わりましたので、これから解体工事が入るという予定になってございまして、解体後の校庭につきましては、地元の皆様が駐車場として使用したいということがございますので、現在建設のために碎石を敷いてございます。それは撤去しないでそのまま存置して、駐車場等利用できるような環境を整えたいと考えてございます。

5ページが建物の平面図となってございます。

今回、建物の計画を立てるために2回ほど地域の皆様とワークショップを開かせていただいだ、さまざまな意見をいただいております。その中で、まずもって、高齢者もいるということもありまして、2階建てではなくて平家建てにしてほしいというご意見がございましたので、基本的には平家建てで進めることとしてございます。それから、建設に当たりまして、なるべくコンパクトにしたいという思いもございましたので、それぞれこれまでの機能は保持しつつ、部屋の数を調整させていただいてございます。

図面左側、大会議室となってございます。これまでの大会議室121平米ということで、1つの部屋でございましたが、利用頻度を考えますと、その面積は保持しつつ、中間にスライディングウォールをつけて2つの部屋で使えると、これまで2階に会議室が、中会議室がございましたが、その機能を兼ねるということで、約60平米ずつに分割すると。それから、北側に13平米、約4坪ほどの倉庫を設けてございます。その隣、事務室がございます。これまで約30平米でしたが、今回32平米ということで若干広がってございます。

それから、角に給湯室、給湯室の中に授乳室を設けてございます。これは、入谷公民館、いずれ避難所という指定を受けたときに、避難をしたときに何が問題かといいますと多分乳幼児とペットの問題が今次災害でもいろいろ言われてございます。小さいお子さんがいる家では当たり前の子供さんの泣き声も、やはりいない方はどうしても気になるという苦情がございまして、なるべく気兼ねなく避難をしていただきたいという思いがございまして、給湯室の一部を授乳室として使えるように今回整備をする予定でございます。

それから、右端が調理室、それから1階にございました日本間の部分の機能をここに設けさせていただきました。調理室はこれまで約30平米ほどでございましたが、約1平米ほど狭く

なってございますが、ほぼこれまでどおりの広さ、それから調理室続きに日本間がございましたが、地域の皆様からお話を聞きますと、なかなか高齢者が日本間で正座、あぐらを組むのは大変だと。なので、畳の部屋でなくても結構というご意見をいただきましたので、今回はフロアとしてございます。いずれこの部屋も、それぞれ約30平米ずつございますので、中間のスライディングウォール、壁を使わないときは60平米の大きな部屋、それから小会議室等に使う場合はスライディングウォールを閉じてそれぞれ30平米の部屋として使えるようにしてさせていただいているところでございます。

それから、図書館、これまで事務室の隣にございました。図書室といいながらも半分倉庫という部分でしたけれども、今回玄関脇に、図書ホールといいますが、図書コーナーという形でそこに本棚を設置し、明るいところで本を読んでいただきたいと考えまして、ここの位置にしてございます。これまでより若干狭くなっていますが、隣に研修室約30平米ございます。ここは公民館側の運用等の工夫もあると思うんですが、日中もし会議等がなければ、この部屋を開放しながら読書または長期間の休み時間の学習の場として使えるのではないかと考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長による大分詳しい丁寧な細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。3番佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） ただいま建設課長には丁寧に説明をいただきましたが、地元の皆さんの要望に応えられた建物になっているんだなと今感じているところでございます。

ただ、2点ほど確認したいところがありますが、配置図においてG Lから10センチの段差が前のほうにありますよね。その範囲を説明していただきたいのと、もう1点は、大会議室の倉庫の関係なんですが、出入り口が1カ所で、細長く奥行きになっているんですが、左右対称にこの入り口ができるのか、広く使うには反対側にも出入り口があったほうが荷物の出し入れとか準備等がたやすくできるのではないかなどと考えているんですが、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） G L プラ・マイ・ゼロの部分は、いずれ駐車場の範囲、舗装を計画しておりますので、その部分は全てプラ・マイ・ゼロということで考えてございます。（「前の方……」の声あり）何と言ったらいいんだろう、校舎の前に側溝がございましたが、これは今回撤去して一面にする予定でございます。それで、階段の部分がマイナス10、それ

から左、西側ですかね、西側にマイナス10がございますけれども、ここはいずれ舗装で最後すりつける形になりますので、踊り場の部分がマイナス10ということでご理解をいただければと思うんですが、階段がございます真っ正面、玄関の若干西側に階段がありますけれども、そこの高さが決まっている関係上、そこはすりつけの部分になるかと思います。

それから、倉庫の入り口ですけれども、たしか当初2つあったような気がするんですが、打ち合わせの中で一方的にしたような気がいたします。理由はちょっと、入り口が狭いのではないかというご意見はいただいたと記憶はしてございます。

なお、これから実施に当たりまして、再度現場で確認をさせていただいて、使用に支障がないかどうか確認しながら工事を進めていきたいと考えてございますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そうすると階段の位置のところだけマイナス100ということの解釈でよろしいでしょうかね。玄関の前はマイナスにならないというような形で解釈してよろしいでしょうかね。そうした場合に、通路として歩いてきたり何かした場合に、ここに段差がつくということになりますよね、階段上がってきたところと。玄関に行くところですね。

また、この階段に、明記はしてないんですけれども、手すりなどはつくのかどうか。それもついでですから確認しておきたいと思います。

それから、さっきの倉庫の件なんですけれども、左側に出入り口があるんですが、奥のほうに入れて物を出し入れすると入り口に1人しかいられないと思うんです、奥のほうに出されるとね。そうすると準備するにしても何するにしてもちょっと時間がかかるのかなと。そのために、左右対称、右のほうにも出入り口があれば2カ所から準備ができる、早く設営ができるのかなと考えたもんですから、できればお願いをして、直せるものであれば直して、これは工事的にはそんなに金額的には変わらないと思うんです。その辺もう一度確認したいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 階段については、新しくつくるのではなくて、既存の階段をそのまま利用するということなので、現在ついていませんので、この計画では手すり等の設置は計画されてございません。

いずれこれから工事を発注するに当たってもう一度地域の皆様といろいろ打ち合わせをしたいと考えてございます。当然その中でいろいろな意見交換がありますので、その中でまたご

意見を聞きながら対応させていただければと思っています。

それと倉庫も、実は今議員おっしゃるように1つか2つ、区長さんからたしか当時話があつたんですけども、ちょっと記憶が定かでないのであれなんですけれども、当然議員おっしゃるように、工事の中で変更可能な部分でございますので、そこはまた地域の皆様含めて検討させていただければと思います。

○議長（三浦清人君） 佐藤雄一君。

○3番（佐藤雄一君） そういうことで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 2点だけ伺いたいと思います。

先ほどの課長の説明で、私聞こうと思ったんですけども、図書スペースはホールの部分ということでおよろしいのか。そして、以前と比べると大分広くなると思うんですけども、この棚をまた利用するというのは同じやつを利用するのか、確認をお願いしたいと思います。

あともう1点は、今回、何か震災じゃなくて避難所として使うときのために授乳の場所をつくったということなんんですけども、そこで伺いたいのは、ワークショップ等を何度か開いたということなんですが、そのときにシャワーブースの必要性とかはその際出なかつたのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 既存の本棚につきましては、ちょっと字が小さくて大変恐縮ですけれども、ホールの上のほうに既存書棚使用ということで、再利用する計画であります。

それから、シャワーブースですけれども、意見出なかつたわけではないです。出ております。ただ、他の避難所と比較して、シャワーブースを設けているところがないので、そこはこれまでの例を考えて、そこは必要ないだろうということで、採用してはございません。

○議長（三浦清人君） 今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） シャワーブースについてなんですか？ そもそもつけてないからつくれなかつたと、そういう答弁なんですが、将来的に後づけが可能なのかどうかだけ確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ワークショップに参加した皆様からご意見いただくわけですけれども、集まったメンバーの中でもやはり意見は分かれるところでございます。なので、私のほうで勝手に削ったわけではないので、そこはちょっと、すいません、説明がちょっとうまく

なかつたんですが、そういうふうにご理解いただければと思います。

それから、後づけということになりますと、後づけできる箇所というと多目的トイレになるんですけども、実はここは車椅子を利用するということと、それとオストメイト、いわゆる人工肛門をつけた方たちというのが、どうしてもなかなか人前で、恥ずかしさといいますか、という面があつて、万が一の場合、避難されないおそれもあるので、実はこの多目的トイレ、役場の多目的トイレもそうですけれども、オストメイト用の洗浄用具を備えた便器を別個つけておりますので、可能性であれば多目的トイレの場所なんですが、現実的には後でつける場所というのはこの図面上にはないとご理解いただければと思います。もしやるとすれば別棟を建てるか増築をして対応するということになるかと思います。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 1点だけお伺いいたします。

将来、避難所としてもというお話をありました。大前提として地域の方々の意見を取り入れたということでございます。倉庫も、現在は外にありますけれども、今ここには裏の勝手口のほうに倉庫ありますけれども、この大きさとか場所はこれでいいのか。

あるいは、トイレなんですけれども、多目的トイレも男女あるようですが、特に男子トイレってこれでいいのか。通常の公民館業務だったら、2人3人だったからこれで対応できるかと思うんですけども、公民館といえばショッピング人が集まっているいろいろな研修とかもあるので、この辺がちょっと課題ではないのかなと思いました。

あとは、前者、3番議員が言ったように、入り口の段差とかその辺はいろいろなことで工事やりながら考えていくのかなとは思いますけれども、とりあえずその辺で、建物全体のスペースとすれば若干小さくなつたといいますけれども、以前の建物は階段スペースとかあったので、そんなのを勘案すれば、大した、実質的には小さくなつてないのかなという思いありますけれども、とりあえずトイレの考え、お願いします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） トイレについては、事前にいただいたお話を、女子トイレの個室が2個しかないので、ふやしてほしいというご意見はいただいてございました。それで、その辺については、全体枠もございますので、多目的トイレ、通常、役場でもそうですけれども、女性の方がお使いになっているということを踏まえれば3個になったんだろうと。

それから、男子トイレですけれども、これまで小便器が3個ございました。ただ、建物規模から判断すると2個で十分だろうということと、個室もございますので、その部分は十分

担保されているという判断をさせていただいてございます。

あと倉庫ですね。倉庫につきましては、これまで建物の中に約9平米ほどの倉庫がございました、それはちょうどトイレの北側に約13平米ですか、若干大き目の倉庫。それと、大会議室の倉庫につきましては地元要望でございまして、これまで大会議室にも9平米、約3坪ない、2.5坪程度の倉庫があったんですが、いずれ備品等を置くのに必要だということで、ここに設けさせていただいたということで、外の倉庫についてはまたそれは別の考え方で移設なり何なりを考えていきたいと考えています。

○議長（三浦清人君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 多目的トイレ、私、勘違いしていました。1個ですよね。これって男性、女性かわらず、位置的な問題で、入っていいんでしょうか。例えば男子が、これいいのか、これで仕切られているから、わかりました。トイレの数ですね。あとは物置、使い勝手のいいような環境につくっていただきたい。

あと倉庫、勝手口のところの倉庫は外からは入れないんですよね、勝手を通って入り口側からしか入れないということですよね。車をばっと横づけなんかできないんですよね。可能でしたら外から入るようなのも考えていくべきかなと思うんですけども、その辺の考えをお聞きして終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） これまでないのが、実は大会議室には外から直接入るようにそれぞれ入り口を設けさせていただいてございます。

実はこの勝手口も、区長さんからのご意見でございまして、いろいろなイベントをやるときに、南側1個の入り口だけではなかなか大変だということで、急遽つけさせていただきました。確かに議員おっしゃるように、倉庫に直接物を入れ込みできれば多分便利だとは思うんですが、セキュリティー上なるべく出入り口は絞らせていただいているという状況でございますので、大変使い勝手が悪いところもあるかもしれません、できれば工夫をしながら使っていただければと考えてございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 1点だけ確認させていただきたく思います。

参考資料の4ページの図面の左側に計画概要がありまして、小さな字なんですけれども、その中で構造としまして木造在来軸組み工法と、ちょっと専門的な表現だと思いますけれども、要は内装、外装それぞれ材質ですね、木造ということでつくるのか、鉄筋とかも使いながら

やるのか、そのあたり強度なんかちょっと、大丈夫ですよというのを一言言っていただけたらと思います。あのあたりやはり自然が豊かなんで、自然に調和したようなデザインででき上がるのかなと思っているんですけども、そのあたりちょっと、木造でやるのか、内装、外装ですね。

それと、木造を使うのであれば南三陸材を使うのかどうか、そのあたりもあわせて聞きたく思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 基本的には木造の平家建てということで、小難しいことを書いていますけれども、普通に民家を建てる、柱を立てて、はりを立てて、屋根を載っけるという、ごく普通の構造でございます。

それと、なるべく付近の景観に調和したような建物ということでございますけれども、材質はなるべく使える場所は木造、可能な限り使いたいと考えてございます。ただ、色等につきましては、業者との打ち合わせが終わっていない部分がございますので、色指定は実はしていないので、これは逆にもう一度現場で色の指定なり協議をさせていただきたいと考えてございます。

それから、木材の地場産品といいますか、町産材ということでございます。それは当然含まれてございますが、基本は町産材を使うということが基本でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第108号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第109号 工事請負変更契約の締結について

○議長（三浦清人君） 日程第15、議案第109号工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第109号工事請負変更契約の締結について

ご説明申し上げます。

本案は、平成31年度南三陸町自然環境活用センター改修工事に係る工事請負変更契約の締結について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第109号の細部説明をさせていただきます。

参考資料につきましては7ページに変更仮契約書がございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

自然活用センターにつきましては、6月議会におきまして議決をいただきまして、7,776万円で契約を締結しているところでございます。ご存じのように、10月1日から消費税が従前の8%から10%に変更になる予定でございます。当初契約において消費税につきましては8%を計上してございました。当然工事が10月1日以降も続くということでございますので、今回2%の差額分について増額をさせていただく内容となってございます。

これまで消費税について、特に工事請負契約についての取り扱いについてご説明をしておりませんでしたので、あわせて消費税の取り扱いについて説明をさせていただきたいと思います。

一般質問でしたが、9月30日まで完了した部分について8%で、それ以降10%というわけではなくて、本年4月1日以降に契約したものについては、9月まで完了すれば8%、それを超えた場合は全体を10%という経過措置になってございます。逆に、平成25年10月1日から平成31年3月31日までに契約したものについては、10月1日を超えて引き渡しを受けても8%のままでいいというのが経過措置でございます。

これまで、漁港、それからその他の工事でも債務負担を設定して本年4月1日以前に契約しているものがございます。これにつきましては、変更がなければ8%のまま完成まで進みます。ただ、4月1日以降に増額変更等があった場合、増額部分については残念ながら10%ということになります。ですから、1つの契約書に8%の部分と10%の部分が発生するということになります。

それでは業者が損をしないのかというお話になるんですが、いずれ町が支払った消費税については、仕入れにかかった消費税を差し引きして余った分を国に納付するという制度でござ

いますので、たとえ町が支払った以上に仕入れに消費税を支払った場合はしっかりと申告をすれば還付を受ける制度になってございます。また、逆に、予定より余った場合は当然余った額全てを納税することになってございますので、これはこれまでの経理手続と何ら違うところはございませんので、業者の皆様はこれまでどおりの経理手続をしていただければ十分かと考えてございます。

本来であれば工期が11月29日ということで当初から10%を計上するべきではありましたが、当初、当時まだ10月以降本当にやるのかという議論もございましたし、できれば一日も早く町としても完成してほしいという思いがございまして、もしかすると9月議会で、9月30日までに終われば8%で契約が成立するだろうという思いがございまして、8%のままでありました。残念ながらもう20日を過ぎて、9月いっぱいの引き渡しは当然現実的に無理だという判断ございましたので、追加提案をさせていただいたところでございますので、ご理解をいただきながらご決定いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより議案第109号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 発委第1号 人口減少対策、とりわけ移住・定住促進及び結婚支援に対する施策の拡充を求める意見書案

○議長（三浦清人君） 日程第16、発委第1号人口減少対策、とりわけ移住・定住促進及び結婚支援に対する施策の拡充を求める意見書案を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（三浦清人君） 提出者の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） ただいま朗読いただいたとおりですが、朗読していない部分もこちらから朗読させていただきたいと思います。

人口減少対策、とりわけ移住・定住促進及び結婚支援に対する施策の拡充を求める意見書。

全国的に人口減少問題が進展し、特に郡部においてその動きは顕著である。本県においても各市町村がその流れに歯どめをかけるべく対策を講じているが、とりわけ東日本大震災被災市町においては未曾有の大規模災害が起因となって、より人口減少に拍車がかかり、自治体の存続自体も危ぶまれる状況にある。

そのため、当町議会では、常任委員会所管事務調査において課題の解決を図るべく、人口減少対策について調査を行ってきた。

まず移住・定住促進について、高知県四万十町の取り組みの中に中間管理住宅の整備及び管理運営を実施している事例がある。これは、空き家を町が借り受け、国の制度を活用して改修を行い、移住希望者へ貸し付けるもので、高知県が改修費用の4分の1をかさ上げ補助している。移住・定住の促進を図る県内各市町村の課題の一つは住まいの確保であり、中間管理住宅の整備は公的機関の介入により安心感のある賃貸借が行われるため、空き家の貸し手と借り手の双方にメリットがあり、高知県において既に十分な成果を上げていることから、本県においても課題解決に期待できる事業であると考える。

次に、結婚活動支援事業についてであるが、愛媛県では、県が法人に事業委託を行い、結婚支援センターを開設し、年間200回を超える結婚支援イベントを開催している。また、イベントの主催は、施策に賛同する民間企業が主体となっているため、多様なアイデアが盛り込まれ、さらにイベントの場では県が認定した仲人的な役割を果たすボランティア推進員が活躍するなど、行政、民間企業、地域の力がそれぞれもたれ合うことなく、得意分野を生かしてうまく連携している。この取り組みについても、公的機関がかかわっているという安心感によって、登録者数、相談者数の増大につながっており、県が主導し広域連携を進めることは参加者の増加や継続的で多様なイベントの開催を可能にしていくために有効であると考える。

地域が持続可能な人口構造とするためには、未婚化、晩婚化の進展に伴う少子化の加速を食いとめることが最も重要であり、その対策として結婚活動支援事業のさらなる推進が必要である。

しかしながら、本県の現状を見ると各市町村単位の取り組みや隣接市町村同士の連携だけでは単発のイベント開催にとどまる事例も多く、そうしたことからも県は主体的に広域的かつ継続的な結婚活動支援事業をさらに拡大し、各市町村の取り組みを強力にバックアップするべきであると考える。

ということが総務常任委員会の所管事務調査の中で課題として上がってまいりましたので、

この意見書を南三陸町議会の総意として提出いただくようお諮りするものでございます。よろしく取り扱いお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 提出者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）

これより発委第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議員派遣について

○議長（三浦清人君） 日程第17、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付したとおり派遣することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続調査申出について

○議長（三浦清人君） 日程第18、閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

総務常任委員会、産業建設常任委員会、民生教育常任委員会、議会運営委員会、議会広報特別委員会、議会活性化特別委員会、東日本大震災対策特別委員会、町営住宅使用料等調査特別委員会、消防防災施設災害復旧補助事業等調査特別委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、各委員会から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長より挨拶がありましたらお願ひします。町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、閉会に当たりまして、皆さんお疲れですから、一言だけご挨拶を申し上げさせていただきますが、6日からスタートいたしました9月定例議会、きょうまで14日間にわたりまして慎重にご審議を賜り、全議案、ご認定を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいと思います。

ご案内のとおり、復興創生期間、残すところあと1年半ということになりました。本当に尻が見えてきたような状況になってございますので、我々職員も一丸となって仕事に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ議員の皆さん方にもご支援とご協力賜りますように心からお願ひを申し上げまして、御礼の挨拶にかえたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○議長（三浦清人君） それでは、私からも一言申し上げたいと思います。

今定例会は、決算審査特別委員会でありました。各委員の方々からさまざまご発言がされました。執行部におかれましては、そういう意見を十分に検証していただいて、来年度の予算編成に努めていただきたいと思います。

これをもちまして、令和元年第6回南三陸町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時42分 閉会